

医政歯発 1211 第 1 号
令和 5 年 12 月 11 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医政局歯科保健課長
(公 印 省 略)

歯科技工士法第 21 条第 1 項の規定に基づく開設届出のなされた歯科技工所の一覧の
ホームページ等への掲載について

無届の歯科技工所における歯科技工の防止につきましては、「無届の歯科技工所における歯科技工の防止について」（平成 29 年 9 月 7 日付け医政発 0907 第 7 号厚生労働省医政局長通知）をお示しし、その対応をお願いしていたところです。しかしながら、いまだ、無届の歯科技工所が存在するとの情報が報告されています。無届の歯科技工所において作成された補てつ物等は、衛生上有害なものとなるおそれがあるため、無届の歯科技工所に関する情報に接した際には、実態を調査した上、速やかに開設の届出を行うよう指導を徹底し、貴管下の歯科医療機関等が無届の歯科技工所と補てつ物等の作成等について取引を行うことがないよう、注意喚起をお願いいたします。

また、歯科医療機関等が届出の有無を確認できるよう、別添に示すホームページ等への掲載事項の例を参考に、貴管下の開設届出がなされた歯科技工所の一覧をホームページ等へ掲載するようお願いいたします。

なお、届出がなされた全国の歯科技工所を確認できるよう令和 6 年 7 月（予定）より、厚生労働省のホームページ上に、各都道府県等のホームページへのリンクを掲載する予定です。つきましては、本通知の趣旨をご理解のうえ、それまでの間に上記依頼に対応いただくようお願いいたします。

【別添】

(ホームページ等への掲載事項の例)

(1) 管理番号

<例1>①都道府県名+②保健所名+③歯科技工所の番号

<例2>①都道府県番号+②保健所番号+③歯科技工所の番号

(2) 届出歯科技工所名

(3) 歯科技工所の所在地

(4) その他、各保健所で必要とされる事項

<例1>

(1) 管理番号	(2) 届出歯科技工所名	(3) 歯科技工所の所在地	(4) . . .
〇〇県 - ×× - 0001	〇〇歯科技工所	××市〇丁目〇番〇号	. . .
〇〇県 - ×× - 0002	△△デンタルラボラトリー	××市△丁目△番△号	. . .
. . .	. . .	. . .	. . .

<例2>

(1) 管理番号	(2) 届出歯科技工所名	(3) 歯科技工所の所在地	(4) . . .
01-003-0001	〇〇歯科技工所	××市〇丁目〇番〇号	. . .
01-003-0002	△△デンタルラボラトリー	××市△丁目△番△号	. . .
. . .	. . .	. . .	. . .

※ <例2>の「①都道府県番号」には都道府県コード（JIS 規格）を、「②保健所番号」には各都道府県等が付与する保健所の番号を、<例1>及び<例2>の「③歯科技工所の番号」には各保健所が付与する歯科技工所の番号を使用してください。

※ 一覧に検索機能を備える等、開設届出の有無を簡便に確認できるようにしていただくとともに、廃止届出がなされた歯科技工所の番号を新たに届出がなされた歯科技工所には付与せず、同一の管理番号が存在することのないようご注意ください。